(j)　「監視付移転」とは、犯罪を調査するため、及び犯罪を実行し、又はその実行に関与した者を特定するため、一の国の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、不正な又はその疑いがある送り荷が当該国の領域を出、これを通過し、又はこれに入ることを認めることとする方法をいう。

第二条

1　両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、及び調査し、並びにその違反に対応するため、この協定の規定に従って、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。

2　両締約国政府は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、それぞれの税関当局を通じて協力するよう努める。

3　この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において効力を有する法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

4　この協定は、欧州連合の加盟国としてのオランダ王国の現在又は将来の義務に関する欧州連合の法令及びこれらの義務を履行するために制定される法令に基づくオランダ王国の義務並びに欧州連合の加盟国間の国際協定によって生ずるオランダ王国の現在又は将来の義務に影響を及ぼすものではない。

第三条

1　両税関当局は、要請に応じ又は自己の発意により、関税法令の適正な適用の確保並びに関税法令違反の防止、調査及び対応のために必要な情報を相互に提供する。

2　いずれの一方の税関当局も、自己の発意により又は要請に応じ、他方の税関当局の属する国の関税領域において関税法令違反となるおそれがある行動に関する情報を当該他方の税関当局に提供する。

3　いずれの一方の税関当局も、情報が他方の税関当局の属する国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る深刻な関税法令違反に関連すると考える場合には、当該一方の税関当局は、必要と認める場合には、当該他方の税関当局に当該情報を遅滞なく提供する。

第四条

両税関当局は、この協定が対象とする情報の交換について、第十五条3の規定に基づく取決めを作成することができ、当該取決めの下で、相互に次の情報を提供する。

(a)　両税関当局が入手するごとに提供するものとして事前に定めた情報

(b)　一方の締約国政府の領域を出る貨物であって他方の締約国政府の領域に到着する前のものに関する特定の情報

第五条

被要請当局は、次のものについて情報提供及び特別な監視を行う。

(a)　要請当局の属する国の関税領域において関税法令違反となる行為に使用することを意図したと信ずるに足りる合理的な理由があるような方法により、輸送される物品又は輸送される可能性のある物品

(b)　要請当局の属する国の関税領域において関税法令違反となる行為に使用することを意図したと信ずるに足りる合理的な理由があるような方法により、使用される輸送手段又は使用される可能性のある輸送手段

(c)　要請当局の属する国の関税領域において関税法令違反となる行為に使用することを意図したと信ずるに足りる合理的な理由があるような方法により、物品が蔵置され、若しくは収集された場所又は蔵置され、若しくは収集される可能性のある場所

(d)　要請当局の属する国の関税領域において関税法令違反となる行為に関与している、又は関与していたと信ずるに足りる合理的な理由がある者

第六条

両税関当局は、関連法執行機関と協議の上、それぞれの属する国の法令に従って実施される監視付移転について協力し、及び情報を交換することができる。

第七条

1　この協定に基づく要請は、英語による書面にて行われる。要請には、その要請された支援の実施に有益と考えられる情報を添付する。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認され得る。ただし、そのような要請は、速やかに書面にて確認される。

2　1の規定に従って行う要請には、次の情報を含めるものとする。

(a)　要請当局

(b)　要請する措置

(c)　要請の目的及び理由

(d)　調査の対象である者に関する可能な限り正確かつ包括的な記述

(e)　関連事実及び既に実施された調査の概要

(f)　関連する法的要素

3　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接伝達される。

第八条

1　被要請当局は、この協定に基づき要請された支援を実施するため、すべての合理的な措置をとる。

2　正当に指定を受けた要請当局の職員は、被要請当局の同意を得て、かつ、当該被要請当局が定める条件に従い、当該要請当局がこの協定の目的のために必要とする関税法令違反に該当する活動又はこれに該当し得る活動に関連する情報を入手するため、当該被要請当局の事務所内に立ち入ることができる。

3　被要請当局が要請当局の要請に同意する場合には、当該要請当局が特別に指定する職員は、当該被要請当局が課す条件の下で、当該被要請当局が自国の関税領域において行う質問に立ち会うことができる。

4　被要請当局が要請に基づき支援措置を実施する際、要請を行った締約国政府の職員による立会いを当該被要請当局が適当であると認める場合には、当該被要請当局は、自ら定める条件に従い、当該要請を行った締約国政府の職員の参加を招請することができる。

5　いずれの一方の締約国政府の職員も、この協定に従って他方の税関当局の属する国の関税領域に所在するときは、身分及び公的資格を示す証拠をいつでも提示できるようにしなければならない。

6　被要請当局は、要請当局の要請に応じ、かつ、適当と認める場合には、支援の要請に応じて措置をとる時期及び場所を当該要請当局に通報する。

第九条

1　この協定に従って入手した情報は、第二条1に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、当該情報を提供する税関当局が他の機関による使用を明示的に書面で承認した場合を除くほか、他の機関に伝達されない。

2　1の後段の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、この協定に従って情報を入手した税関当局は、当該情報を自国の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、1の前段、3から5まで及び次条に定める条件の下で当該情報を使用することができる。

3　各締約国政府は、この協定に従って入手したあらゆる情報の秘密性を保持し、かつ、当該情報を提供する税関当局の属する国の法令に基づく保護と少なくとも同程度の保護を与える。ただし、当該情報を提供する税関当局が当該情報の開示に同意した場合は、この限りでない。

4　個人情報については、個人情報を入手する締約国政府が、それを提供する締約国政府においてこのような特定の事案に適用する方法と少なくとも同等の方法で個人情報を保護することを約束する場合に限り、交換することができる。個人情報を提供する締約国政府は、自己の管轄の下で適用される要件よりも重い要件を要求してはならない。

5　この条の規定は、情報を入手した税関当局の属する国の法令に基づき義務付けられている限度において、情報が使用され、又は開示されることを妨げない。当該税関当局は、可能な限り、情報を提供した税関当局に対し当該開示について事前に通報する。

第十条

1　この協定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、当該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されてはならない。

2　この協定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報が当該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されることが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該情報を使用するため、外交上の経路又は当該一方の締約国の国内法に定める経路を通じ、当該一方の締約国政府に対して当該情報を提供するよう要請する。

第十一条

1　被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援がその国の主権、安全、公共政策その他の重要な利益を侵害すると考える場合には、支援を拒否し、若しくは保留することができ、又は一定の条件若しくは要件が満たされることを支援の条件とすることができる。

2　要請当局は、同様の要請が被要請当局により行われたならば支援を実施することができない場合には、要請の中でその事実について注意を喚起する。そのような要請に基づく支援の実施は、被要請当局の裁量にゆだねられる。